

ID: 1947

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	建築物の容積率の算定に係る床面積の算入除外認定		
法令名称 根拠条項	建築基準法 第52条第6項第3号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (容積率) 第52条 6 第1項、第2項、次項、第12項及び第14項、第57条の2第3項第2号、第57条の3第2項、第59条第1項及び第3項、第59条の2第1項、第60条第1項、第60条の2第1項及び第4項、第68条の3第1項、第68条の4、第68条の5、第68条の5の2、第68条の5の3第1項、第68条の5の4(第1号ロを除く。)、第68条の5の5第1項第1号ロ、第68条の8、第68条の9第1項、第86条第3項及び第4項、第86条の2第2項及び第3項、第86条の5第3項並びに第86条の6第1項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しないものとする。 (1) 政令で定める昇降機の昇降路の部分 (2) 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分 (3) 住宅又は老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の部分(給湯設備その他の国土交通省令で定める建築設備を設置するためのものであつて、市街地の環境を害するおそれがないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。)で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和6年4月1日	最終変更年月日	年 月 日